

質問回答書（令和7年2月26日掲載）

件名 令和7年度新たな教育センター整備事業設備アドバイザー委託

No.	分類	質問	回答
1	業務説明資料 5	業務内容について 本業務における設備アドバイザーは、ICT 機器に関するものに限定されるのか、または建築設備（空調・電気・給排水等）も含まれるのか、ご教示ください。	本業務は各諸室の ICT 機器及び各諸室の運用計画の素案作成を含んでいます。ついては、業務に係る建築設備（電気設備等）についても、必要となる容量・スペックなど専門的見地からの助言及びその他選定に際して必要な支援を含んでいます。
2	業務説明資料 5 (1)イ	ワーキンググループとのヒアリング・打ち合わせについて ヒアリング対象となる人数、部署数をご教示いただけないでしょうか。	人数の目安は定めておりませんが、部屋・機能ごとなど 10 チーム程度のヒアリングを想定しています。
3	業務説明資料 5 (2)	諸室基本レイアウト作成業務について 本業務における運用計画は、どこまでの範囲を想定されているかご教示ください。	教育センター諸室プログラミング業務で整理し作成する「モデルプラン」に基づく、各諸室の求める取組を実現するための「運用計画」の作成を想定しています。
4	提案書 作成要領 9 (2)	業務上必要となる各種条件について 業務開始の際は、新たな教育センターの間仕切り位置が分かる建物図面をご提供頂くことは可能でしょうか	契約締結後に、提示可能な情報を提供いたします。また設計の進捗に合わせて、必要な情報は提供いたします。
5	提案書 作成要領 9 (2)	業務上必要となる各種条件について 業務開始の際は、現在、民間ビルに分散している各部門の現状レイアウト図面をご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結後に、提示可能な情報を提供いたします。
6	業務説明資料 9 (6)	成果品の著作権について 「成果品の著作権は、すべて横浜市に帰属するものとする。」とございますが、弊社が本業務実施前から保有している著作権に関しては引き続き、弊社が保有するという認識でよろしいでしょうか。	本業務委託を契約締結する際には、委託契約約款を付して契約します。 委託契約約款では、(著作権の譲渡等) 第5条に、「受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作

			物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者は無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。」と記載しており、これに倣うものとします。
7	業務説明資料 10	スケジュールについて 開業までの事業スケジュールについて、実施設計は令和7年度迄（令和8年3月迄）、工事は令和8年度（令和8年4月）以降に開始という認識でよろしいでしょうか。	現時点の事業スケジュールとなりますが、お見込みのとおりです。
8	提案書 作成要領 6－（1）	提案書の内容について 様式4 1-2, 1-3 同種又は類似業務実績等（過去10年間）の記載は1ページ以内に収まれば6項目以上でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおりで、問題ありません。
9	提案書 作成要領 6－（4）	提案書の内容について 様式4 2-4（1）の人員構成並びに統括責任者、担当者又はアドバイザー等の配置計画において1-3（1）の担当者と（2）アドバイザーは最大3名まで可と記載がありますが、2-4（1）の枠は担当者が5行、アドバイザー等が2名となっております。提案書作成要領において「行の過不足については、適宜行を加除して記載してください」と記載の通り、1-3（1）の担当者と（2）アドバイザー数に合わせてそれぞれ3行の記載でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで、問題ありません。
10	提案書 作成要領 6－（4）	提案書の内容について 様式4 2-5 ワーク・ライフ・バランスに対する取組等について、取得が分かる証書の写しの提出は別途必要でしょうか。	提案書2-5において、必ずしも「証書の写し」の提出を求めるものではありませんが、外部から公開情報として取得の確認等ができない場合は、取得根拠資料としての提出も可としています。